

定額給付金・子育て応援特別手当の申請方法をお知らせします!

定額給付金は、市民の皆さんへの生活支援を行うとともに、広く給付することにより、地域の経済対策に役立てることを目的にしています。また、子育て応援特別手当は、第2子以降のお子さんの幼児教育にかかる負担の軽減を目的として給付します。この手当では1回限りの給付となります。

市では、定額給付金の申請書を3月18日から順次発送しています。子育て応援特別手当の申請書は、3月25日に発送します。

定額給付金・子育て応援特別手当のコールセンターを開設しました。

不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

☎042・720・2011

午前7時～午後9時

(土・日曜日、祝日は午前8時30分～午後5時)

☎定額給付金 = 定額給付金対策室 ☎724・2759、
子育て応援特別手当 = 子ども総務課 ☎724・2139

定額給付金

定額給付金の給付要件

基準日	2009年2月1日
給付対象となる方	上記基準日において、町田市に住民登録がある方 外国人登録がある方 次の～に該当する方も対象となります(町田市への手続きが済んでいることが前提条件になります)。 2月1日に出生された方 2月1日以降に亡くなられた方 2月1日に他市町村から町田市に転入された方
定額給付金をもらえない方	基準日時点で町田市に住民登録がない方 外国人登録をしても次の方は給付対象外です 在留資格が「短期滞在」の方 不法滞在者
受給権者(受け取る方)	各世帯の世帯主
所得制限	なし
申請・給付方法	郵送で申請書提出後、各世帯主義の口座にその世帯の全員分の定額給付金をまとめて振り込みます。
給付額	対象者1人につき1万2千円 ただし基準日時点で18歳以下(平成2年2月2日以降に出生)、65歳以上(昭和19年2月2日以前に出生)の方は1人につき2万円
外国人の方の申請書記入方法	がいこくじんのかたについては、こじんあてにしんせいしよをおくり、ふりこみしますので、ごじぶんのあなまえやじゅうしょ・ごじぶんのめいぎのこうざばんごうをかき、がいこくじんとうろくしょなどのコピーと、こうざのつうちょうなどのコピーをつけてしんせいしよをおくりかえしてください。ふめいなてんは、コールセンター(☎042・720・2011)へおといあわせください。

申請方法

お手元へ届いた申請書に、世帯主氏名、電話番号、世帯主義の口座番号などをご記入下さい。

申請書裏面に本人確認書類コピーと世帯主義の口座番号を確認できる書類をテープで張り付けて下さい。

記入した申請書を切り取り線で切りはなし、返信用封筒(藤色)に入れてポストに投函して下さい。提出期限は平成21年9月18日です。定額給付金の振り込みは、3月31日から順次行っていきます。

定額給付金や子育て応援特別手当の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意を!!

子育て応援特別手当

子育て応援特別手当の給付要件

基準日	2009年2月1日
対象となる子どもの範囲	上記基準日に町田市に住民登録のある方、外国人登録のある方で生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までに該当する第2子以降の子も 第2子の判定は、18歳以下の子ども(生年月日が平成2年4月2日以後の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。 外国人登録がある方で在留資格が短期滞在の方や不法滞在者は対象となりません。 下の例を参考にして下さい。
受給権者(受け取る方)	基準日において対象となる子どもが属していた世帯の世帯主
所得制限	なし
申請・給付方法	郵送で申請書提出後、各世帯主義の口座に振り込みます。
支給額	対象となる子ども1人あたり3万6千円
外国人の方の申請書記入方法	がいこくじんのかたについては、せいねんがっぴが2002ねん4がつ2にちから2005ねん4がつ1にちまでのこどもがいるばあい、こそだておうえんとくべつであてのたいしょうとなるばあいがあります。しんせいしよがとどきましたら、コールセンター(☎042・720・2011)へおといあわせください。

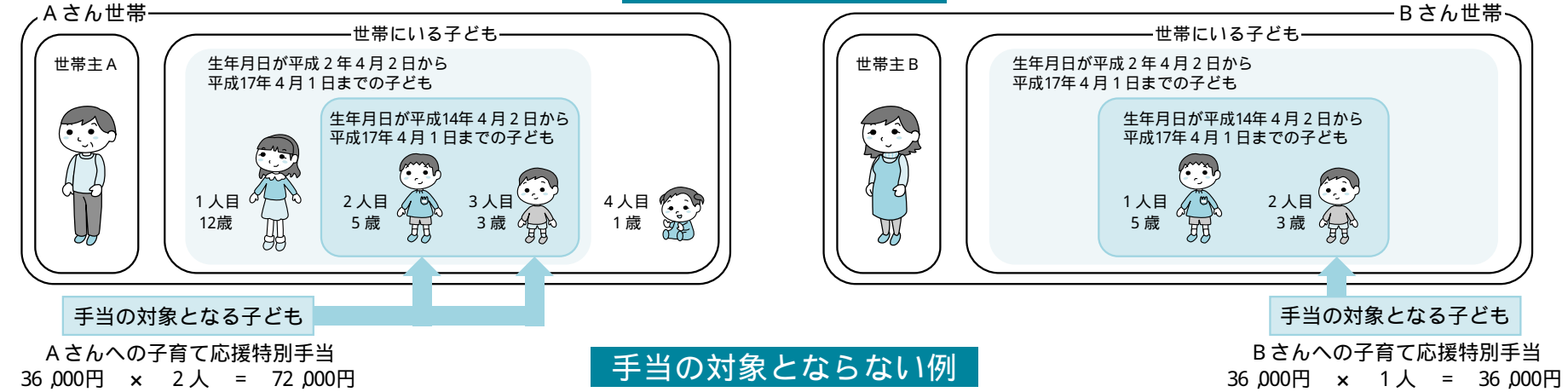
今後の流れ

町田市から世帯主あてに申請書と返信用封筒を3月25日に郵送します。
手当の対象となるかどうかにかかわらず、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもがいるすべての世帯の世帯主あてに郵送します。ご了承下さい。

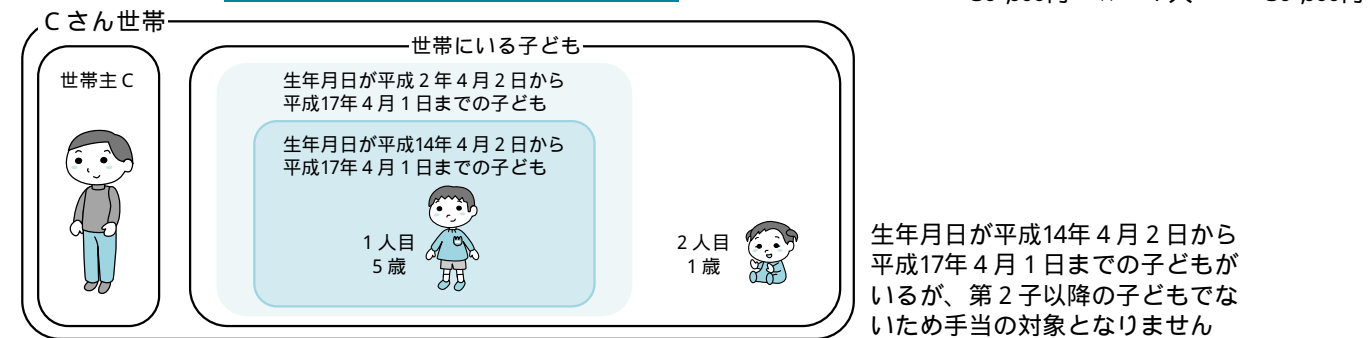
自宅に申請書が届いたら、対象となるかどうかを確認し、対象となる場合は、申請書に必要な書類を添付し、同封した返信用封筒で町田市へ郵送して下さい。提出期限を過ぎますと、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。提出期限は平成21年9月25日です。申請書の記入方法や添付書類についての説明は申請書に同封します。

提出いただいた申請書の内容を確認し、提出日から約1か月ほどで、申請書で指定された世帯主義の口座へ振り込みます。

手当の対象となる例



手当の対象とならない例



4月1日に町田市役所の組織が一部変わります

4月1日に次の組織が変更になります。市役所においでの際は、ご注意ください。

(変更点)

政策経営部企画調整課が「企画政策課」に変わります。
市民部に「市民総務課」を新設します。
いきいき健康部に「健康総務課」を新設します。
いきいき健康部高齢者福祉課を分割し、「高齢者福祉課」と「介護保険課」を設置します。
学校教育部に「保健給食課」を新設します。
市民病院の事務部門に「総務部」と「経営部」を新設します。
総務部には「総務課」と「施設用度課」を、経営部には「経営企画室」と「医事課」を設置します。

☎総務課 ☎724・2108

新しい課の連絡先(4月1日から)

部	課	主な業務	連絡先	
政策経営部	企画政策課(旧企画調整課)	長期計画、政策事業の総合調整、市の基本方針	市役所本庁舎3F ☎724・2103	
市民部	市民総務課	部の総務事務、鶴川公共施設整備	町田市民フォーラム3F ☎720・1840	
いきいき健康部	健康総務課	部の総務事務、保健所の移管準備	市役所森野分庁舎4F ☎724・4017	
	高齢者福祉課	養護老人ホームの入所、高齢者施設整備、高齢者の総合相談、高齢者の生活支援、介護予防	市役所本庁舎2F 総務係 ☎724・4048 事業推進係 ☎724・2141 介護予防係 ☎724・2146 高齢者支援係 ☎724・2140	
	介護保険課(旧高齢者福祉課介護保険担当)	介護保険の保険料・認定・給付	健康福祉会館分館 保険料係 ☎721・3110 認定係 ☎721・0912 給付係 ☎721・3136	
	学校教育部	保健給食課	学校保健・学校給食に関すること	市役所森野分庁舎3F ☎724・2177
市民病院	総務部	総務課	市民病院における庶務、人事	
		施設用度課	契約、施設の維持管理、建設	
	経営部	経営企画室	病院事業の企画、経営分析、経理	市民病院内 ☎722・2230
		医事課	診療事務、医療相談、地域連携	

保険年金課 広告募集案内

国民健康保険医療費通知用封筒に、会社やお店の広告を載せてみませんか?

募集期間 3月21日(土)～31日(火)

広告媒体 封筒裏面

募集枠数・掲載料 縦60mm×横190mm 1枠、9万円

発送予定日 7月上旬、2010年1月上旬

発送予定数 約18万通

ご希望の方には、募集案内等をお送りします。詳細は保険年金課納付係(☎724・2125)へ。



「町田市民病院中期経営計画(案)の考え方」

ご意見ありがとうございました

「町田市民病院中期経営計画」の策定にあたり、パブリックコメントを実施し、ご意見を募集しました。市民の皆さんから多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。結果の概要は以下のとおりです。いただいたご意見は、「町田市民病院中期経営計画」をまとめるにあたり参考とします。

☎町田市民病院経営企画室 ☎722・4699

意見の募集期間 1月21日～2月20日

応募者数と件数 17人 74件

意見の内訳 「計画策定趣旨」に関するもの 3件 / 「事業運営の基本方針」に関するもの 5件 / 「事業運営の具体的取組」に関するもの 44件 / 「中期財政見直し」に関するもの 16件 / 「定員管理計画」に関するもの 3件 / 「その他(市民への情報発信についてなど)」 3件

いただいたご意見の概要と市の考え方をいくつかご紹介します。なお、詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

また、町田市民病院経営企画室(市民病院 南棟4階)ほか、次の窓口でも資料を配布します。

市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、健康課(健康福祉会館1階)、各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター、各市立図書館、町田市民文学館

ご意見の概要	市の考え方
医師会との協力により救急業務などを充実させてほしい。	救急医療の確保は市にとって重要な役割であると認識しています。医師会に協力を要請するとともに医師の確保に努め、小児二次救急をはじめ、救急医療の充実を図ります。
委託料の見直しや未収金対策強化により収支を改善してほしい。	事業コストの削減については具体的に取組を掲げている項目以外でも積極的に推進していきます。未収金については専門の部署を設け、対応を強化します。
積極的に情報発信し、市民の協力を得ながら、公立病院の役割を達成してほしい。	市民病院の現状を病院広報紙などで公開し、ますます市民の協力を得られるように努めます。